

令和6年度近畿農政局一般定期健康診断等の業務（単価契約）仕様書

令和6年度近畿農政局一般定期健康診断等の業務（単価契約）の実施に当たっては、役務請負単価契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務内容

(1) 目的

近畿農政局職員、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所職員、近畿農政局土地改良技術事務所職員、近畿農政局亀岡中部農地整備事業所職員及び近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所職員（常勤職員と同等と認める非常勤職員を含む。）を対象に人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の規定に基づき実施するものである。

また、特定健康診断の健診項目についてもあわせて実施するものである。

(2) 健康診断の種別

- ア 一般健康診断
- イ 特別健康診断
- ウ 情報機器作業従事職員検診
- エ 婦人科検査（乳がん検査、子宮がん検査）

(3) 健康診断の項目及び内容

別紙1のとおり

(4) 実施期間及び場所

実施期間は役務請負単価契約書頭書の契約期間のとおりとするが、詳細な実施日時は以下に定めるほかは、発注者、受注者打合せのうえ決めるものとする。

ア 京都農林水産総合庁舎において実施するもの

① 一般健康診断

実施時期は、7月中旬から8月上旬の間に5日間程度で実施するものとする。

② 情報機器作業従事職員健康診断

実施時期は、契約締結日から令和7年3月31日までの間に2日間以内で実施するものとする。

イ 受注者の施設等において実施するもの

① 乳がん検査及び子宮がん検査

② 自動車運転手及び電話交換手の特別健康診断

実施時期は、年2回、8または9月と2月に実施するものとする。

③ ア①の実施日に受診できなかった者

ウ 一般健康診断における胸部X線検査及び胃部X線検査については、発注者の指定した場所においてレントゲン車により行うものとし、その他の検査等も、発注者の指定した場所において行うものとする。

(5) 各健康診断の検査項目及び受診予定人数等

別紙2のとおり。

なお、受診予定人数は、あくまでも当方が見込む予定人数であり、この人数を確約するものではない。

2 一般事項

(1) 健康診断実施の留意事項

ア 検査に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

なお、健診の際必要とされる机・椅子及び電源については発注者が提供する。

イ 医師、看護師、X線技師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確、親切を旨として健康診断を行わなければならない。

ウ 撮影したX線フィルムの読影は、受注者の責任において、医師によるダブルチェックを行うものとする。

(2) 健康診断受診票の作成

書式については、別途協議の上、決定することとする。

受診票は、検査容器とともに健診の始まる10日前までに、別紙3に定める所属部局毎に提出すること。

(3) 健康診断実施結果の報告

健康診断結果は、健診終了後（定期健康診断は各期終了後）1月以内にア、イ及びウにより別紙3に定める所属機関毎に提出すること。

なお、結果報告の書式については別途協議のうえ決定することとする。

ア 個人結果票（本人返却用） 1部

個人ごとに封入、封緘し、氏名及び部課名を明記したもの。

イ 個人結果票（保管用） 1部

個人ごとに氏名及び部課名を明記したもの。（封入不要）

ウ 健康診断結果データ

検診終了後、Excel形式で記録したCD-ROMを作成し、納品すること。

エ 特定健康診査用データ

検査結果データを厚生労働省が指定するXML形式で記録したCD-ROMを作成し、納品すること。

(4) 「パニック値」の設定

緊急に精密検査、治療を要する検査所見があった場合及び問診で疾病が疑われ、緊急検査を要する所見があった場合には、担当者に速やかに連絡し、各健康診断後1週間以内に報告書と異常所見に係る健診結果資料を報告する。

なお、報告書の書式については、別途協議の上決定するものとする。

3 その他

本仕様書に定めない事項及び予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、市町村から無料配布される無料クーポンを利用したの風しん抗体検査については、担当者と別途協議するものとする。